

報告書公表後の取組及び今後の対策について  
(微量 PCB 汚染廃電気機器等、適正な保管等)

1. 微量 PCB 汚染廃電気機器等、無害化処理認定施設

(1) これまでの取組

- ①無害化処理認定施設の増加 **別添 1**
- ・平成 24 年 8 月時点から新たに 4 事業者が認定
  - ・筐体を処理できる 3 施設において処理能力が増加し、新たに 2 施設が認定。  
(筐体の処理能力 19 トン/日から 106 トン/日に増加)
  - ・850°C以上・2 秒以上の条件で焼却処理を行う施設の認定
  - ・現在 4 事業者が申請中
- ②無害化処理認定施設での処理対象物について、関係告示を改正 (平成 24 年 8 月) **別添 2**
- 「微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー焼却編ー」を改定し、「低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却編ー」を策定 (平成 25 年 2 月)
  - 「微量 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を改定し、「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を策定 (平成 25 年 6 月)
- ③産業廃棄物処理施設の技術上の基準 (1,100°C・2 秒以上) について検討するため、引き続き、実証試験を実施
- 実証試験の実施状況 **別添 3**
- ④洗浄処理に関するガイドラインの検討 (移動式の処理を含む)
- ⑤電気機器の製造年による PCB の混入の有無について都道府県市に通知 (平成 24 年 9 月) **別添 4**

(2) 今後検討・実施が求められる施策

- ・無害化処理認定施設の増加を図るため制度の着実な運用
- ・抜油後の筐体について安全かつ合理的な処理促進策の検討を行う
- ・洗浄処理に関するガイドラインの策定 (移動式の処理を含む)
- ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について、これまでの実証試験結果を踏まえた見直しを検討

## 2. 保管場所での適正な保管等

### (1) これまでの取組

「PCB廃棄物の適正保管・早期処理の推進に関する調査検討委員会」を設置（平成24年11月）して助言をいただきながら検討し、パンフレットの作成や調査を実施した。

#### ① 適正保管・漏えい防止措置について

- ・ 保管事業者の責務に関する理解の増進のためのパンフレットを作成・配布

**別添5-1** PCB廃棄物を保管している事業者のみなさまへ

**別添5-2** 電気室やキュービクルなどを念のため確認してください！！

- ・ PCB廃棄物の取扱いに関わる事業者向けに適正処理を呼びかけるチラシを作成・配布

**別添6-1** 産廃・リサイクル業者向け

**別添6-2** 解体工事業者向け

**別添6-3** 廃油処分・リサイクル業者向け

**別添6-4** 鉄リサイクル業者向け

- ・ 漏えいが生じている機器等の補修方法についてとりまとめ **別添7**

#### ② 都道府県市の立入検査について

- ・ 立入検査の実施方法を取りまとめるとともに、検査票を作成し、都道府県市に情報提供 **別添8**

#### ③ 未届出者の掘り起こしについて

- ・ 4県と共同で事業者に対する調査を実施 **別添9**

### (2) 今後検討・実施が求められる施策

- ・ PCB特別措置法に基づく届出がきちんと行われることを確保する。
- ・ 未届出者の掘り起こし調査方法について、より効率的な実施方法を検討する。都道府県市における掘り起こし調査の実施を促進し、特に、高濃度の未届出機器の存在状況の把握に努める。
- ・ 適正保管が確保及び漏えい防止のための措置が推進されるよう関連情報の提供や、都道府県市の取組状況の確認を行う。
- ・ 処理を行うことが困難な者に対する対応策を検討する。